

研究ノート "給"の解釈に関する若干の考察

著者	山田 忠司
著者別名	YAMADA Tadashi
雑誌名	中国文化：研究と教育
巻	61
ページ	L1-L8
発行年	2003-06-28
URL	http://doi.org/10.15068/00150476

“給”の解釈に関する若干の考察

山田 忠 司

0. はじめに

筆者はこれまで近代漢語から現代漢語における“給”の意味・用法について考察を行ってきた。その過程においていくつかの先行研究における“給”の解釈に疑問を持った。“給”の解釈は文脈に依存するところが大きく、はっきりと確定できない場合もあるが、ここに筆者の若干の見解を述べてみたいと思う（用例辞典の略号などは末尾に記した。文脈にかかわることが多いため、用例は長く引用した部分があるが、問題となる個所に下線を附した）。

1. 受益者を導く“給”について

「受益者」を導く“給”とは

1) 他给我们当翻译。(彼は私たちのために通訳してくれた)

のように“N1+給+N2+VP”の形式において“N1はN2のためにVPする”と解釈される介詞“給”である（同形式においてはN2がN1の行為により利益でなく被害を被る場合もあるが、N2の総称として「受益者」と呼んでおく。被害を被る場合については後に触れる）。冯春田 2000.272 ではこのような受益者を導く“給”として

2) 给他打点那路上应穿的衣服。(儿女英雄传 (1850年頃成立) 3回 p.54)

などの例と共に

3) 不论别人, 只这位荀老爷, 三十晚里还送了五十斤油与你, 白_レ给你炒菜吃, 金不敬_レ佛。(儒林外史 (1750年頃成立) 2回 1裏)

を挙げている。例2)は確かに典型的と言える例であり、「彼のために彼が道中着る服を準備する(服を準備するのは話者)」と解釈されるものである。冯はそれと同様に例3)を「無駄にお前さんに(のために)料理を作って食べさせてやる(料理を作るのは話者)」と理解しているようである。筆者は山田 1999 において『儒林外史』の“給”について調べ、受益者(被害者を含め)

を導く例が該書に一例もないと述べたが、例3)はどう理解すべきであろうか。この例は文脈を辿れば、発話者のこの科白が言いたいのは「村人が和尚(=“你”)に寄進した油が瑠璃灯を灯すのに使われず、和尚が勝手にその油を自分の食事のための煮炊きに使い、そのことで憤っている。」ということであるのがわかる。もし馮のように解釈するなら“全不敬佛(全く不信心なこった)”という和尚の不信心を咎めた科白とのつながりが不明確になってしまう。すなわちこの文を受益者を導く“給”と文とするのは妥当でないと思われ、筆者は考えるのである。残る可能性としては使役文か受け身文が考えられる。『儒林外史』全体を考えた場合、筆者の調査では“給”の使役文は計30例、受け身文は計3例である。統計学的に言えば、使役文である可能性が高いわけだが、果たしてどうであろう。この判断基準としては解釈の合理性が重要となるが、使役文とした場合は意味が通りにくく、受け身文と理解するのが妥当だと筆者は考える。したがってその意味は「他の人はともかくこの荀且那からだけでも30日の晩に50斤の油を送っていただいたのに、むざむざお前さんに煮炊きされて食われちまって、まったく不信心なこった。」ということだと考える。使役か受け身かという問題は太田1957:247に「がんらい使役と被動との區別は客觀的な事實そのものにあるのではなく、主觀的な判斷にもとづく。」と述べられているように恣意的な面もあるので、ここでの結論は『儒林外史』には介詞の“給”は存在しないという事実の指摘に留めておきたい。

先に述べたN2が被害者である場合とは

4) 大家都愛小坡, 没有人給他泄漏。(小p.54)

みんなは小坡が好きなのでばらそうとする者はいない。

5) 你瞧我給你告訴不給你告訴!(儿7回p.129)

見てるがいい。おまえのことを言いつけてやるよ。

6) …商量着索性給你一口道破了。(儿19回p.385)

相談の上、きっぱりあなたのことを暴いてやります。

7) 都給你当着人抖擻出來。(儿25回p.539)

すべてみんなの前ですべてあばいてやる。

8) 我這不是變方法兒把你們這幾件囫圇圈圈的兵器給你們弄碎了嗎?

(儿31回 p.703) ワシが違ったやり方でお前たちのこの武器を一切合切そっくり壊してやっただろうが。

のような例である。利益であれ被害であれ、N2が動作行為の影響を受ける者と言う点では同じであるが、実例を調査してみると現れる頻度としては被害の

方はずっと少ない。これは人がある行為を行う場合、他人を害するよりは益する場合の方が多くからだと思われる。例えば『紅樓夢』においては受益者は多数あるのに対し、被害者は3例しかない。重要なことは数は少ないものの“給”にはこのような被害者を導く用法が存在するという事実である。

また N2 については文脈上明らかな場合は省略されることがある。『兒女英雄傳』から例を挙げれば、

・受益者が省略された例

9) 长班预先给找下公馆, (儿 2 回 p.33)

現地の使用人が(老爺のために)前もって宿舎を捜しておいてくれました。

10) 奴才大爷给留的二十两银子是盘缠完了, (儿 14 回 p.266)

旦那が(私に)残して行ってくださった二十両も旅費に使ってしまいました。

11) 我才托了我们张老大, 都给上了抬了。 (儿 27 回 p.581)

そこで私は張じいさんに頼んで(貴方のために)みんな運んでもらいました。

12) 便催着号罕给煮好了饭, (儿 34 回 p.796)

すぐ試験場の担当に(自分のために)ご飯を作らせました。

13) 如今却又见他母亲给请了舅母同去, (儿 40 回 p.1004)

今、母親が(自分のために)舅母に同行するようにお願いしたので、

14) 不消说, 谢恩折子又是老师给办妥当了。 (儿 40 回 p.1037)

謝礼の上奏文はこれまた先生が(公子のために)準備したこと申すまでもありません。

・被害者の省略の例

15) 再闹上一阵不防头的怯话儿, 给弄糟了, (儿 21 回 p.419)

また思いも寄らぬ無茶を言い出し、めちゃくちゃにする。

16) 也不知他给划拉了些甚么, (儿 32 回 p.708) 彼が何を書いたのかわかりません。

17) 是怎么给拉岔了? (儿 38 回 p.903) どうして間違えたんだ。

18) 这是甚么工夫给弄上的? (儿 38 回 p.904) これは何時つけたの。

さて洪波 2002 では『兒女英雄傳』から以下の二例を挙げ、

19) 我们柳条儿也是这么毛病儿。不信, 瞧我这袖子, 也给弄了那么一块。

(儿 38 回 p.904)

20) 公子断没想到从城里头憋了这么个好灯虎儿来,一进门,就叫人家给揭了!
(儿 38 回 p.913)

例 19) については“給”の使役用法でかつ使役対象が現れていないもの、例 20) についても“給”の使役用法であり、かつ他の使役介詞(ここでは“叫”)と共に起したものとしている。そしてこのような用法は『兒女英雄傳』から始まったとしている。これについて検討してみよう。

まず例 19) についてだが、“給”が動詞句の直前に前置している例は、『兒女英雄傳』中に合計 30 例以上(“把、叫”と共に起したものを除く)があるが、そのすべてが、介詞“給”の、N2(受益者/被害者)が省略されたものである。また“給”が使役に用いられた例は合計 10 例あるが、使役対象(“給”に後置する名詞を仮にこう呼んでおく)が省略されたものはない。もし洪 2002 の解釈が正しく、例 19) の“給”が使役を表すもので、かつその使役対象が省略されているものであれば、本例は『兒女英雄傳』において他に例をみないものとなるが、筆者はやはり「受益者(この例では被害者)」を導く“給”と考えたい。その理由としてまず第一に使役文においてその実行者が省略されることは考えにくいことがあげられる。『兒女』だけでなく『紅樓夢』、老舎作品においてそのような例を見ないのである。受け身ではその動作行為の影響が主語(N1)に及ぶため、実行者(N2)自身に焦点が当たらず、その結果として省略されることはあり得るが(我被他打了→我被打了)、使役においては常に実行者(N2)に焦点が当たっており、省略され得ないためと考えられる(我让他去→*我让去)。

第二に意味的にも「受益者(この例では被害者)」が省略されたものと考えた方が、合理的である。例 19) において“弄”の行為者はその前にある“柳条儿(人名)”であり、“給”の後ろには被害者である“我”が省略されていると考えるのが自然だと思う。すなわちつまりこの文は例 15) ~ 18) の類例であり、「うちの柳条兒にも同じ失敗があるの。嘘だと思ったら私のこの袖を見てごらん。やっぱりこんな跡をつけているから」というような意味だと考える。

次に例 20) についてであるが、筆者はまず、洪 2002 の「他の使役介詞と共に起し、その文法化がより進み、使役助詞(使役標識)へ進化している」という考えに首肯できない。なぜなら使役の機能自身はあくまで介詞“叫”が担っており、“給”自身は使役と無関係だと考えられるからである。つまり

21) 我们把房间都给收拾好了。我々は部屋をすっかり片づけた。

において“給”が“把”と共起しているから、“給”が処置式の機能を担っている、とは考えられないと同様である。そこで筆者は例 20) の“給”についても例 19) と同様「受益者（この例では被害者）」を導く“給”と考えたい。また例 20) の“叫”の意味は「使役」と考えたのでは意味が通じず、「受け身」と考えなければならないと思う。その日本語訳は「公子は町を出た時からずっと考えていた思いつきが入り口を入ったとたん誰かに暴かれるとはまったく思ってもおりませんでした。」という意味だと考えるが、どうであろう。

2. 処置式の“給”について

処置式の“給”とは『新华字典 1998 年版 p.154』に挙げられている

22) 请你随手给门关上。 ドアを開けたままにしないでください(開放厳禁)。
の如き“把”に置き換えうる“給”である(『新华字典』には〈方言〉のリマーク付き)。この用法は『現代漢語詞典』、『漢語大詞典』には挙げられていないが、『徐州方言詞典』では徐州方言にこの用法があるとし、『河北方言词汇編』では唐山、承德、石家庄、天津、邯鄲、保定、張家口内の一部地域にこの用法があると報告されている。朱景松 1995 では北京の口語における“給”の用法として王朔などの作家の例が報告されている。また周一民 2002.147 においても在北京話里, 多数情况下, “给”都可以用来替换“把。”と述べられている。確かに“把”に比べて圧倒的に少ないものの老舍作品にも見られる(例えば『二馬』には全編を通じて 5 例ある)。2 例挙げておく。

23) 温都太太到底给早饭端来了, (二 p.503)

ウインター夫人は結局朝食を二階に運んできた。

24) 吃完了, 玛力给果碟子递给大家, 问他们要什么。(二 p.570)

食事が終わるとメリーは果物皿を持ってきて、みんなに何を食べるか聞いた。

以上が現代漢語における状況である。さて、近代漢語においてはどうかであろうか。江藍生 2000.233 および蔣冀聘 1997.477 では“給”の当該用法が『兒女英雄伝』ですでに存在するとして以下の例を挙げている。

江 2000 と蔣 1997 が共に挙げる例

25) 他…(中略)…说着, 就把手里的花儿往安老爷肩膀上搁。老爷待要不接,

又怕给他掉在地下惹出事来 (儿 38 回 p.923)

その女は(中略)言いながら、手に持っていた花を安老爺の肩に載せました。

老爺は(その花を)受け取らないでおこうと思ったのですが、地面に落としてもして面倒が起こるのを恐れました。

江 2000 の挙例

26) 接了人家两三吊钱, 给人搁下, 人家依吗? (儿 4 回 p.69)

蒋 1997 の挙例

27) 我们帮其实不去这差使倒误不了, 我们那个新章京来的嘴, 你有本事给他搁下, 他在上头就把你干下来了 (儿 34 回 p.789)

例 25) については“他”は花を指すものと解釈できる(すなわち“給”=“把”)、例 26)、27) については江、蒋の言うように処置式の“給”と判断するのが妥当なのであろうか。文脈を追ってみよう。例 26) の文脈は次の通りである。発話者は主人より駄賃をもらって手紙を届けることを言いつかり、相棒と二人で出かけた。その途中で相棒から「本当に言いつけ通りに手紙を届けるのか」と言われたのに対して、上のように答えたのである。江は「人」は主人を指し、その主人を「搁下=ほったらかす」と解釈しているが、この二人はこの後引き返して主人の持ち金を奪おうと悪巧みを練っており、「主人をほったらかす」というのは筋が通らない。「ほったらかす」のは手紙であり、「人」ではないのである。筆者の見解では例 26) の“給”は第 1 節で述べた受益者(被害者)を導く“給”である。日本語訳としては「人様からなにがしかの金をもらっておいてそれ(預かった手紙)をほったらかしにして人様が承知するのか」というような意味だと考える。この点については冯春田 2000.272 も筆者と同じ見解である。

次に蒋 1997 に挙げられている例 27) についてであるが、“他”の指すものが“差使(役目)”であれば、処置式となり、その指すものが“新章京(新任の武官)”であれば“給”は被害者を示すものとなる。筆者の見解としてはこの例 27) にある二つの代名詞“他”は同じ物を指すと考えるのが妥当であり、後者の“他”が“新章京”である以上、前者も“新章京”でなければならぬと考える。したがって例 27) の“給”は被害者を表すものとなる。その解釈は「おれたちの組は行かないんだが、こんどの役目ばかりは、さぼれない。おれたちのあの新しい章京(武官)はやり方がひねくれている。おまえさんはその仕事をほっぽりだすだけの腕があるのかよ。あいつが上にいる以上、首にされちまうぞ」となる。

また、例 26)、27) とともに動詞は“搁下”であるが、これからこの“給”を“把”と解釈できない状況証拠がひとつ導ける。すなわち『儿女』では動詞“搁”が処置式を構成する場合は“把”が用いられているという事実があるのである。例えば

28) 如今且把上路的话搁起 (儿 9 回 p.175) 今、とりあえず旅立ちの話は置き、

29) 你不要把他搁在门儿外头 (儿 17 回 p.336)

その方を入り口の外にほったらかしといてはいかん。

の例がある。例 26)、27) と同じく、“搁下”と“把”が共起した例があればより説得力があるのだが、残念ながら『儿女』には“把”と“搁下”が共起した例は他にはない。

その他、類似の例として

30) 那燕北闲人作起书来，也一定照孔子删《诗》《书》，修《春秋》的例，给他删除了去。(儿 28 回 p.617)

がある。これは“他”を“书”とれば被害者を導く“給”であるが、無生物である“书”を被害者とするのはあまり自然とは言えない。“他”を《诗》《书》と考えれば処置式となる。その場合の日本語訳は「燕北閑人はきつと孔子が『詩経』『書経』を削り、『春秋』を編んだのに倣い、それを削除したのでしよう。」となろう。筆者はこれが妥当な解釈だと思えるが、後考を俟ちたい。

用例出典 (かっこ内は本稿における略号を表す)

《儿女英雄传》(儿) 文康著 齐鲁书社 1989 年

《儒林外史》(儒) 吴敬梓著 卧闲草堂本 (人民文学出版社 1974 年影印)

《二马》(二) 老舍著 老舍文集第 1 卷 人民文学出版社

《小坡的生日》(小) 老舍著 老舍文集第 2 卷 人民文学出版社

参考文献 (アルファベット順、中国人は拼音による)

洪波 2002 「‘给’字的使役化及相关问题」 国际中国语言学会第 11 届年会提要

江 监 生 2000 「汉语使役与被动兼用探源」 『近代汉语探源』 所取 商务印书馆

冯 春 田 2000 『近代汉语研究』 山东教育出版社

蒋冀骋 吴福祥 1997 『近代汉语纲要』 湖南教育出版社

李 荣 主编 1996 「徐州方言词典」 江苏教育出版社

李 炜 2002 「清中叶以来使役‘给’的历史考察与分析」 中山大学学报 (社会科学版)

李 行 健 主编 1995 「河北方言词汇编」 商务印书馆

太田 辰夫 1957 「中国語語法の発達」 神戸外大論叢第 7 卷 5 号

- 太田 辰夫 1958 『中国語歴史文法』 江南書院
山田 忠司 1999 「『儒林外史』における“给”の用法」 中国語学 246号
周 一 民 2002 「北京方言的介词」

《现代北京话（北京师范大学出版社）》所載

- 朱 景 松 1995 「介词“给”可以引进受事成分」 中国语文第一期

(文 教 大 学)